

「地理的表示に関する表示基準」の概要

1 制定の経緯等

WTO（世界貿易機関）協定の附属書であるTRIPS協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）においては、ぶどう酒又は蒸留酒の地理的表示について、当該表示によって表示されている場所を原産地としないぶどう酒又は蒸留酒に使用されることを防止するための、利害関係を有する者に対する法的手段の確保、又は行政上の措置による実施の確保が義務付けられています。

我が国においては、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の規定に基づき「地理的表示に関する表示基準」（国税庁告示第4号）を平成6年12月に定め、平成7年7月から適用されています。

また、清酒については、地域の自然条件等を活かした伝統的な製法を受け継いだ特色ある地酒が数多く存在することから、既に地域ブランド化しているものやこれから地域ブランド化していこうとする状況を踏まえて、消費者の視点に立った適切な商品情報の提供及び清酒の地域ブランド確立に向けた体制の整備を図るため、平成17年9月に表示基準の一部が改正され平成17年10月1日から適用されています。

2 表示基準の概要

地理的表示とは

その酒類に与えられた品質、評判等が本質的に地理的原産地に起因するものと考えられる場合において、その酒類が世界貿易機関の加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいいます。

地理的表示の保護の内容

ぶどう酒、蒸留酒又は清酒の地理的表示の保護は、次のとおりです。

イ 日本国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地のうち国税庁長官が指定するものを表示する地理的表示又は世界貿易機関の加盟国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地を表示する地理的表示のうち当該加盟国において当該産地以外の地域

を産地とするぶどう酒若しくは蒸留酒について使用することが禁止されている地理的表示は、当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒又は蒸留酒について使用することはできません。

ロ 清酒の産地のうち国税庁長官が指定するものを表示する地理的表示は、当該産地以外の地域を産地とする清酒について使用することはできません。

ハ ぶどう酒、蒸留酒及び清酒については、当該酒類の真正の原産地が表示される場合又は地理的表示が翻訳された上で使用される場合若しくは「種類」、「型」、「様式」、「模造品」等の表現を伴う場合においても使用することはできません。

※ 例えば、長崎県壱岐市以外で製造されたしょうちゅうに「壱岐焼酎（○○産）」（○○は真正の原産地）、「壱岐風」などと表示することはできません。

使用とは

酒類製造業者又は酒類販売業者が行う行為で、次に掲げる行為をいいます。

イ 酒類の容器又は酒類の包装に地理的表示を付する行為

ロ 酒類の容器又は酒類の包装に地理的表示を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引き渡しのために展示し、又は輸入する行為

ハ 酒類に関する広告、定価表又は取引書類に地理的表示を付して展示し、又は頒布する行為

適用除外

次に掲げる場合には、地理的表示の保護の規定が適用されません。

イ ぶどう酒又は蒸留酒を特定する世界貿易機関の他の加盟国の特定の地理的表示を平成6年4月15日以前の少なくとも10年間又は同日前に善意で、当該加盟国の領域内においてぶどう酒又は蒸留酒について継続して使用してきた場合

ロ 原産国において保護されていない若しくは保護が終了した地理的表示又は当該原産国において使用されなくなった地理的表示である場合